別表 (第3条関係)

補助要件

- (1) 町内で果実酒又はリキュールの醸造事業を行う経営体であること(町内に住所を有するものに限る)。
- (2) 果実酒又はリキュールの製造免許を有するものであること。
- (3) 令和6年度内に機械等の納入及び支払が完了し、翌年度内に機械等設置を 完了し、生産量増加(果汁原料又は濃縮還元による増加を除く)を図れるも のであること。
- (4) 総事業費が10万円以上であること。
- (5) 本事業以外の国又は道の補助事業の対象として整備するものでないこと。
- (6) 同時に令和6年度原料生産力強化事業補助金と重複して補助金交付申請を していないこと。

補助対象品目

1.747.4757444 🗀	
醸造用タンク	濾過機
醸造用圧搾機	充填機
醸造用樽	打栓機
圧送ポンプ	ラベラー
除梗破砕機	洗瓶(リンサー)
その他、町長が適当と認めるもの(汎用性の高いものを除く。)	